

## 令和2年度第1回生駒市都市計画審議会 会議録

### 1. 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 令和2年8月20日(木)
- (2) 開閉時刻 午前10時から午前11時半
- (3) 場所 市役所4階401・402会議室

### 2. 委員の出欠

#### (1) 出席者

- (委員) 中谷委員・伊木委員・梶井委員・嘉名委員・佐藤委員・田中委員・西村委員・  
増田委員・松中委員・猪原委員・鐵東委員・中本委員
- (事務局) 北田都市整備部長・有山都市計画課長・内蔵都市計画課課長補佐  
浜田都市計画課主幹・三木都市計画課技師

#### (2) 欠席者

東委員・荒川委員・森岡委員

### 3. 会議の成立

上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

### 4. 会議の公開・非公開の別 公開

### 5. 傍聴者数 2名

### 6. 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 説明用資料1 第2号案件「大和都市計画生産緑地地区の変更について(諮問 生駒市決定)」

- (4) 説明用資料 2 第 3 号案件「特定生産緑地の指定について（意見聴取）」
- (5) 説明用資料 3 その他案件 (1)「次期生駒市都市計画マスタープランの策定について（報告）」
- (6) 資料 「都市計画マスタープラン全体構想（素案）」

## 7. 次第

- (1) 開会
- (2) 案件
- 第 1 号案件 会長及び副会長の選出について
- 第 2 号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問 生駒市決定）
- 第 3 号案件 特定生産緑地の指定について（意見聴取）
- (3) その他
- (1)次期生駒市都市計画マスタープランの策定について（報告）
- (4) 閉会

## 8. 審議結果等

- (1) 第 1 号案件 会長及び副会長の選出について
- ・案件について事務局から説明
  - ・会長に増田委員が選出され、副会長に中谷委員が指名される。
- (2) 第 2 号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問 生駒市決定）
- ・案件について事務局から説明
  - ・質疑無
  - ・結果
- 第 2 号案件は原案のとおり可決する。
- (3) 第 3 号案件 特定生産緑地の指定について（意見聴取）
- ・案件について事務局から説明
  - ・質疑及び意見
- 会 長 制度の周知をしているということだが、市外居住の方にも案内は届いているのか。
- 事 務 局 個別に郵送で周知しており、市外居住の方にも届くようにしている。

#### (4) その他案件(1) 次期生駒市都市計画マスタープランの策定について（報告）

・部会長、事務局から概要説明

・質疑及び意見

委員 地域類型図の下に「人口構成・人口密度の時間的平準化」とあるが、詳しく説明してほしい。

事務局 計画的市街地を例にすると、段階的に整備され開発年次の異なる高齢化する住宅地をいかに新陳代謝していくか考えていかなければならない。それぞれの住宅が多世代で構成されるまちになるように、時間軸を考慮して施策を打っていききたいという考え方である。

会長 「時間軸を考慮した人口構成・人口密度の平準化」といった表現のほうが理解しやすいかもしれない。時間的平準化という言葉に違和感がある。むしろ人口密度を平準化したいということだと思う。

会長 全体の構成のうち、第2章4戦略ストーリーは、非常に重要でわかりやすく都市のイメージがしやすいが、答えが先に出ている印象である。第3章3推進方針と配置を入れ替えたほうがおさまりがよいのではないかと。推進方針を検討しながら配置も考えていただきたい。

学研高山地区第2工区は、全部を産業学術研究拠点として展開していくのか、一部は田園集落的な機能も含まれるのではないかと。学研高山第2工区の議論が進行していけば反映していくべきではないかと。

事務局 産業学術研究拠点としては、産業系のことしか書いていないが、ご意見のとおり学研高山地区第2工区の検討内容を反映していきたいと考えている。

委員 複数の都市空間像の考え方が出てくるので、市民目線で見ると自身の属する地域がわかりにくくなる懸念がある。地区の区切り方を整理し最終的にわかりやすく市民に示せるようにしたほうがよい。

委員 計画的市街地において、高齢化が進むなかで新陳代謝を進めることや、多様な働き方や暮らし方への対応について、今の都市計画制度で対処できるのか、都市計画以外の制度等で対処できるのか、あるいは弊害になっており新しい制度を用意すべきなのか、今後も検討が必要である。

会長 「住まいの循環サイクルの構築」を、都市計画でどのように実現していくのかは非常に難しい課題である。今後詳細に検討いただきたい。従来、第一種低層住居専用地域に加えて地区計画などで厳しく制限してきたところについて、共同住

宅などの居住形態が実現できない事例があり、今後は地区計画の見直しが必要になってくるかもしれない。計画的市街地では、第一世代は第一種低層住居専用地域の居住環境を守りたいという思いで地区計画を導入しているが、引き継いだ第二世代が共同住宅を建築しようとしたときに地区計画が弊害になることがある。具体的に都市計画の手法として住民の合意形成を図りながらどのように進めていくのか考えることも必要である。

委員 それがわかってくれば、行政の役割として活動に対する支援をするのか、他の部局との連携をどう進めていくか明確になると考える。そこが最も大切な部分であると考えます。

会長 都市計画法では、用途を純化していくということに対しての規制はたくさんあるが、適切な複合化・適切な混ぜ方をどう誘導していくのかといった部分は従来の都市計画法としては苦手な部分である。今後、どのようにして複合型のあつれきが発生しない魅力ある都市に変えていくのか、かなり頭を絞らないといけない。

委員 策定検討部会でも検討を進めており、市街地像や暮らし方などを変えていこうという将来像を示しているものの、具体的に都市計画手法で実現できるのかという議論がある。他分野と連携していかないと実現は難しいだろうと考え、第3章の方針では都市計画でできること、分野連携することを整理して記述している。表現方法については今後詳細な検討が必要であるが、他分野の施策と連携していかないと実現はできないことは認識しており、整理を進めている段階である。

委員 どのように市民を巻き込んでいくかといった視点がまだ足りないので、これから検討していきたいと考える。3つの空間像それぞれの関係性の整理や、重ね方をわかりやすくまとめていく必要がある。

会長 これからは、市民協働、共創といった視点が重要であり、行政が施策展開のために読むだけではなく、地域まちづくりを展開する市民が都市計画マスタープランを読んで自分たちがどのような行動をしていくとよいのかガイドになるものという視点でも精査してほしい。

委員 地区計画を住民自身で見直すといった展開が各地区で起こるなど、都市計画の方法を住民自身がうまく使いこなすためには、住民の方に都市計画への関心を持っていただくことが重要である。都市計画の情報公開の在り方として、縦覧や

公聴会など所定の手続きは行っているが、今後は他の手法も取り入れていかなければならない時代になるのではないか。

会 長 パブリックコメントの一環として、従来どおりホームページや施設に配架するだけでなく、アンケート回答者に計画案を送って意見をもらうなど積極的な意見聴取も必要かもしれない。他市では、公聴会やパブリックコメントを実施した結果、意見が無かったという例もあるが、これからはいろんな意見を誘発する手法が求められると考える。地域、市民と協働していこうとするとこのようなことを考えていかねばならないのではないか。